

令和7年第1回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

そ の 3

令和7年3月

議案第64号

財産の取得について

(教育委員会学校教育部指導課)

1 提案の理由

中学校で使用する中学校教師用教科書及び指導書を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 中学校教師用教科書及び指導書

(3) 数量 1,256冊

3 取得価格

3,107万9,057円

4 相手方

尾道市東尾道10番地26

株式会社啓文社

代表取締役 手塚 淳 三

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(一略)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。